

## 第6章 景観計画の区域における行為の制限に関する事項

景観計画区域においては、一般区域(重点景観形成区域以外の区域をいう。以下同じ。)と重点景観形成区域に区分して、届出の必要な行為及び景観形成の基準についてそれぞれ定めます。

### 1. 届出の必要な行為

次の(1)から(4)に掲げる行為のうち各表に定める規模を超えるものについては、景観法第16条第1項の規定による届出又は同条第5項後段の規定による通知(以下「届出等」という。)が必要となります。

#### (1) 建築物(景観法第16条第1項第1号により届出が必要な行為)

行 為	一般区域	重点景観形成区域	
		広域幹線沿道区域	第1種・第2種特定区域
建築物の新築又は移転 (右記の規模を超えることとなる増築又は改築を含む。)	地盤面からの高さ13m又は建築面積1000㎡	地盤面からの高さ10m又は建築面積500㎡	地盤面からの高さ10m又は建築面積100㎡(戸建専用住宅を除く。)
建築物の増築又は改築	上記の規模を超える建築物において、行為に係る建築面積が10㎡		
建築物の外観の変更	上記の規模を超える建築物において、行為に係る面積が10㎡		

#### (2) 工作物(景観法第16条第1項第2号により届出が必要な行為)

行 為	一般区域	重点景観形成区域	
		広域幹線沿道区域	第1種・第2種特定区域
工 作 物の新 設 又 は 移 転 (右記の規模を超えることとなる増築又は改築を含む)	1 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの	高さ15m	高さ15m(第1種特定区域にあっては、高さ10m)
	2 煙突(支柱及び支線があるものについては、これらを含む。)その他これに類するもの	高さ13m	高さ10m
	3 装飾塔、記念塔その他これらに類するもの(屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件を除く。)		
	4 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの		
	5 ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車その他これらに類する遊戯施設		
	6 アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの	高さ13m又は築造面積1000㎡	高さ10m又は築造面積500㎡
	7 自動車車庫の用途に供するもの		
	8 汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供するもの		
	9 上記1～8に掲げる工作物のうち、建築物と一体となって設置されるもの	建築物の上端から工作物の上端までの高さ5mかつ地盤面から当該工作物の上端までの高さ13m(上記1に掲げるものにあつては15m)	建築物の上端から工作物の上端までの高さ5mかつ地盤面から当該工作物の上端までの高さ10m(上記1に掲げるもので第1種特定区域以外にあっては15m)
	10 自動販売機	(届出不要)	高さ1.5m(第1種特定区域に限る。)
工作物の増築又は改築	上記の規模を超える工作物において、行為に係る築造面積が10㎡		
工作物の外観の変更	上記の規模を超える工作物において、行為に係る面積が10㎡		

**(3) 開発行為（景観法第 16 条第 1 項第 3 号により届出が必要な行為）**

行 為	一般区域	重点景観形成区域	
		広域幹線沿道区域	第 1 種・第 2 種特定区域
開発行為	行為地の面積 3000 m <sup>2</sup> 又は行為に伴い生ずる擁壁若しくはのり面の高さが 5m かつ長さ 10m	行為地の面積 1000 m <sup>2</sup> 又は行為に伴い生ずる擁壁若しくはのり面の高さが 2m かつ長さ 10m	

**(4) その他（景観法第 16 条第 1 項第 4 号により届出が必要な行為）**

**① 土地の形質の変更**

行 為	一般区域	重点景観形成区域	
		広域幹線沿道区域	第 1 種・第 2 種特定区域
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更（開発行為を除く。）	行為地の面積 3000 m <sup>2</sup> 又は行為に伴い生ずる擁壁若しくはのり面の高さが 5m かつ長さ 10m	行為地の面積 1000 m <sup>2</sup> 又は行為に伴い生ずる擁壁若しくはのり面の高さが 2m かつ長さ 10m	

**② 物件の堆積**

行 為	一般区域	重点景観形成区域	
		広域幹線沿道区域	第 1 種・第 2 種特定区域
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	行為地の面積 3000 m <sup>2</sup> 又は物件の堆積の高さが 3m	行為地の面積 1000 m <sup>2</sup> 又は物件の堆積の高さが 2m	

**(5) 適用除外とする行為**

上記 1 の届出の必要な行為であっても、景観法第 16 条第 7 項各号及び奈良県景観条例で定める行為にあつては、届出等を適用除外とします。

## 2. 景観形成の基準

景観法第 16 条第3項若しくは第6項又は第 17 条第1項の規定による規制又は措置の基準は、次のそれぞれの区域の基準とします。なお、この基準は、全ての項目が一律に適用されるのではなく、行為地における景観の現状や行為の内容により、適用される項目が異なることがあります。

また、以下の(ア)～(ウ)のいずれかに該当する行為で、奈良県景観審議会の意見を聴いた上、当該行為が景観形成に資すると認められるものについては、この基準によらないことができます。

- (ア) 建築物等の色彩やデザインなどの質が高く、周辺の景観形成を先導することが期待されるもの
- (イ) 既に整備が行われ、地域のランドマークとして県民に親しまれているものの増築又は改築、外観の変更
- (ウ) その他特別に配慮する必要があるもの

### (1) 一般区域及び重点景観形成区域のうち広域幹線沿道区域

一般区域及び重点景観形成区域のうち広域幹線沿道区域の景観形成の基準は、次の共通事項とそれぞれの対象行為の事項とします。

行為	事項	基準
共通		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 景観上重要な山々や丘陵、歴史的な遺産等に対する主要な視点場※1からの眺望に配慮すること。</li> <li>2 地域の個性を尊重し、地域の景観に与える違和感や雑然さを軽減するよう努め、地域全体として調和のとれたものとなるよう配慮すること。</li> <li>3 行為地内に複数の建築物、工作物等を設ける場合は、全体として調和のとれたものとなるよう配慮すること。</li> </ol>
建築物の新築又は移転等	配置、規模及び高さ	<p>(一般区域及び広域幹線沿道区域)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 良好な周辺景観との調和に配慮した配置、規模及び高さとする。</li> <li>2 山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないよう配慮した配置及び高さとする。</li> <li>3 歴史的な街並み等街路景観が整っている地域にあっては、周辺との連続性に配慮した配置とすること。その他の地域にあっては、原則として、道路の境界線から1m以上後退した配置とすること。</li> <li>4 行為地の周辺に山林等樹木が多くある場合は、周辺の樹木の高さに配慮した高さとする。</li> <li>5 行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全し、活用すること。(広域幹線沿道区域)</li> <li>6 塔屋等は、道路の軸線方向の遠景に配慮した配置、規模及び高さとする。</li> </ol>
	形態及び意匠	<p>(一般区域及び広域幹線沿道区域)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とするとともに、建築物全体としてバランスのとれた形態及び意匠とすること。</li> <li>2 歴史的街並みや集落又はこれらの地域及び歴史的な遺産の周辺にあっては、できる限り勾配屋根とすること。</li> <li>3 道路等の公共の場所に面する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせないよう配慮した形態及び意匠とすること。</li> <li>4 外壁又は屋上など外部に設ける建築設備※2は、原則として、露出させないようにすること。やむを得ず露出させる場合には、建築物本体及び良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とすること。</li> <li>5 屋外階段、ベランダ等を設ける場合は、これらを含む建築物全体の調和に配慮すること。</li> <li>6 外観に光源等の装飾を施す場合は、使用する位置や量等に配慮すること。商業地域以外の地域にあっては、その光源等が形成する面積が、外観のうち各立面につき、当該立面の面積の5分の1を超えないこと。(広域幹線沿道区域)</li> <li>7 塔屋等は、道の軸線方向の遠景に配慮した形態及び意匠とすること。</li> </ol>
	色彩	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 色彩は、別に定める 3.色彩に関する景観形成の基準(P.33～)に適合するとともに、良好な周辺景観との調和に配慮すること。</li> <li>2 多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに配慮すること。</li> </ol>
	素材	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 良好な周辺景観との調和に配慮した素材を使用し、特に反射光のある素材を使用する場合は使用する位置や量等に配慮すること。</li> <li>2 歴史的街並みや集落の整っている地域又はこれらの地域及び歴史的な遺産の周辺にあっては、地域の景観特性を特徴づけている伝統的素材(木、土、漆喰等)の活用に配慮すること。</li> </ol>
緑化	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 行為地が道路に面する部分は、出入口、門、塀等を設置する部分を除き、樹木等により緑化し、かつ、行為地内の緑化面積※3は行為地面積の3%以上とすること。緑化にあたっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、良好な周辺景観との調和を図ること。</li> <li>2 住宅地にあっては、周辺の樹木と調和のとれた生垣や樹木とするよう配慮すること。</li> </ol>	

行為	事項	基準
工作物の新設又は移転等	配置、規模及び高さ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 良好な周辺景観との調和に配慮した配置、規模及び高さとする。</li> <li>2 山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないよう配慮した配置及び高さとする。</li> <li>3 原則として、道路の境界線から1m以上後退した配置とする。</li> <li>4 行為地の周辺に山林等樹木が多くある場合は、周辺の樹木の高さに配慮した高さとする。</li> <li>5 行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全し、活用すること。</li> </ol>
	形態及び意匠	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とする。また、全体的にバランスのとれた形態及び意匠とする。</li> <li>2 道路等の公共の場所に面する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせないよう配慮した形態及び意匠とする。</li> <li>3 外観に光源等の装飾を施す場合は、使用する位置や量等に配慮すること。商業地域以外の地域にあっては、その光源等が形成する面積が、外観のうち各立面につき、当該立面の面積の5分の1を超えないこと。</li> </ol>
	色彩	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 色彩は、別に定める3.色彩に関する景観形成の基準(P.33～)に適合するとともに、良好な周辺景観との調和に配慮すること。</li> <li>2 多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに配慮すること。</li> </ol>
	素材	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 良好な周辺景観との調和に配慮した素材を使用し、特に反射光のある素材を使用する場合は使用する位置や量等に配慮すること。</li> </ol>
緑化	緑化	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 行為地が道路に面する部分は、出入り口、門、塀等を設置する部分を除き、樹木等により緑化し、かつ、行為地内の緑化面積※3は行為地面積の3%以上とすること。緑化にあたっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図ること。</li> <li>2 住宅地にあっては、周辺の樹木と調和のとれた生垣や樹木とするよう配慮すること。</li> </ol>
	方法	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なり面又は擁壁が生じないよう配慮すること。</li> <li>2 のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を図ること。緑化にあたっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図ること。</li> <li>3 擁壁は、良好な周辺景観と調和した形態及び素材又は前面に緑化を図るなど配慮すること。</li> <li>4 行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全し、活用すること。</li> <li>5 塀・柵等を設ける場合にあっては、良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とする。また、全体的にバランスのとれた形態及び意匠とする。又その色彩は、別に定める3.色彩に関する景観形成の基準(P.33～)に適合するとともに、良好な周辺景観との調和に配慮すること。</li> </ol>
土地の形質の変更	方法	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 土石の採取、鉱物の掘採にあっては、</li> <li>1 周辺からは目立ちにくいよう、採取等の位置、方法を工夫し、原則として、行為地周囲の緑化を行うこと。緑化にあたっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図ること。</li> <li>2 採取、掘採後は、周辺の植生と調和した緑化を図ること。</li> <li>3 土地の開墾、その他の土地の形質の変更にあつては、</li> <li>3 できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なり面又は擁壁が生じないよう配慮すること。</li> <li>4 のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を図ること。緑化にあたっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図ること。</li> <li>5 擁壁は、良好な周辺景観と調和した形態及び素材又は前面に緑化を図るなど配慮すること。</li> <li>6 原則として、行為地周囲の緑化を行うこと。緑化にあたっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図ること。</li> </ol> <p>(共通)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>7 行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全すること。</li> <li>8 塀・柵等を設ける場合にあっては、良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とする。また、全体的にバランスのとれた形態及び意匠とする。又その色彩は、別に定める3.色彩に関する景観形成の基準(P.33～)に適合するとともに、良好な周辺景観との調和に配慮すること。</li> </ol>
物件の堆積	方法	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路等の公共空間から見えにくい位置及び規模とするよう配慮すること。</li> <li>2 高さを可能な限り抑えるとともに、整然とした物件の堆積を行うよう配慮すること。</li> <li>3 行為地周囲の緑化を行うなど、原則として、周囲の道路等からの遮へいを行うこと。緑化にあつては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図ること。</li> <li>4 行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全すること。</li> <li>5 塀・等を設ける場合にあっては、良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とする。また、全体的にバランスのとれた形態及び意匠とする。又その色彩は、別に定める3.色彩に関する景観形成の基準(P.33～)に適合するとともに、良好な周辺景観との調和に配慮すること。</li> </ol>

※1 主要な視点場とは、「まほろば眺望スポット百選」等に定められたもの、奈良景観資産に登録されたもののうち眺望に関わるもの。

※2 建築設備とは、建築基準法第2条第3号に規定する建築設備をいう。ただし、煙突及び避雷針は除く。

※3 緑化面積とは、奈良県風致地区条例施行規則第5条第1項の規定の例により算定した植栽面積をいう。

## (2)重点景観形成区域のうち特定区域

重点景観形成区域のうち第1種・第2種特定区域の景観形成の基準は、次の共通事項とそれぞれの対象行為の事項とします。

行為	事項	基準
共通		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 景観上重要な山々や丘陵、歴史的な遺産等に対する主要な視点場※1からの眺望に配慮すること。</li> <li>2 地域の個性を尊重し、地域の景観に与える違和感や雑然さを軽減するよう努め、地域全体として調和のとれたものとなるよう配慮すること。</li> <li>3 行為地内に複数の建築物、工作物等を設ける場合は、全体として調和のとれたものとなるよう配慮すること。</li> </ol>
建築物の新築又は移転等	配置、規模及び高さ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 良好な周辺景観との調和に配慮した配置、規模及び高さとする。</li> <li>2 塔屋等は、道の軸線方向の遠景に配慮した配置、規模及び高さとする。</li> <li>3 歴史的な街並み等街路景観が整っている地域にあっては、周辺との連続性に配慮した配置とすること。その他の地域にあっては、原則として、道路の境界線から1m以上後退した配置とすること。</li> <li>4 行為地の周辺に山林等樹木が多くある場合は、周辺の樹木の高さに配慮した高さとする。</li> <li>5 行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全し、活用すること。</li> </ol>
	形態及び意匠	<p>(第1種・第2種特定区域)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とするとともに、建築物全体としてバランスのとれた形態及び意匠とすること。</li> <li>2 塔屋等は、道の軸線方向の遠景に配慮した形態及び意匠とすること。</li> <li>3 道路等の公共の場所に面する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせないよう配慮した形態及び意匠とすること。</li> <li>4 外壁又は屋上など外部に設ける建築設備※2は、原則として、露出させないようにすること。やむを得ず露出させる場合には、建築物本体及び良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とすること。</li> <li>5 屋外階段、ベランダ等を設ける場合は、これらを含む建築物全体の調和に配慮すること。</li> </ol> <p>(第1種特定区域)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>6 外観に光源等の装飾を施す場合は、使用する位置や量等に配慮すること。商業地域以外の地域にあっては、その光源等が形成する面積が、外観のうち各立面につき、当該立面の面積の5分の1を超えないこと。又特に点滅する光源の設置は、原則として、避けること。</li> <li>7 原則として、勾配屋根とすること。※3</li> </ol> <p>(第2種特定区域)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>8 外観に光源等の装飾を施す場合は、使用する位置や量等に配慮すること。商業地域以外の地域にあっては、その光源等が形成する面積が、外観のうち各立面につき、当該立面の面積の5分の1を超えないこと。又特に高さ5mを超える点滅する光源の設置は、原則として、避けること。</li> </ol>
	色彩	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 色彩は、別に定める 3.色彩に関する景観形成の基準(P.33～)に適合するとともに、良好な周辺景観との調和に配慮すること。</li> <li>2 多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに配慮すること。</li> </ol>
	素材	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 良好な周辺景観との調和に配慮した素材を使用し、特に反射光のある素材を使用する場合は使用する位置や量等に配慮すること。</li> <li>2 地域の景観特性を特徴づけている伝統的素材(木、土、漆喰等)の活用に配慮すること。※3</li> </ol>
	緑化	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 行為地が道路に面する部分は、出入口、門、塀等を設置する部分を除き、樹木等により緑化し、かつ、行為地内の緑化面積※4は行為地面積の3%以上とすること。緑化にあたっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、良好な周辺景観との調和を図ること。</li> <li>2 住宅地にあっては、周辺の樹木と調和のとれた生垣や樹木とするよう配慮すること。</li> </ol>
工作物の新設又は移転等	配置、規模及び高さ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 良好な周辺景観との調和に配慮した配置、規模及び高さとする。</li> <li>2 原則として、道路の境界線から1m以上後退した配置とすること。</li> <li>3 行為地の周辺に山林等樹木が多くある場合は、周辺の樹木の高さに配慮した高さとする。</li> <li>4 行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全し、活用すること。</li> </ol>
	形態及び意匠	<p>(第1種・第2種特定区域)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とするとともに、全体的にバランスのとれた形態及び意匠とすること。</li> <li>2 道路等の公共の場所に面する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせないよう配慮した形態及び意匠とすること。</li> </ol> <p>(第1種特定区域)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>3 外観に光源等の装飾を施す場合は、使用する位置や量等に配慮すること。商業地域以外の地域にあっては、その光源等が形成する面積が、外観のうち各立面につき、当該立面の面積の5分の1を超えないこと。又特に点滅する光源の設置は、原則として、避けること。</li> </ol> <p>(第2種特定区域)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>4 外観に光源等の装飾を施す場合は、使用する位置や量等に配慮すること。商業地域以外の地域にあっては、その光源等が形成する面積が、外観のうち各立面につき、当該立面の面積の5分の1を超えないこと。又特に高さ5mを超える点滅する光源の設置は、原則として、避けること。</li> </ol>

行為	事項	基準
工作物の新設又は移転等	色彩	1 色彩は、別に定める 3.色彩に関する景観形成の基準(P.33～)に適合するとともに、良好な周辺景観との調和に配慮すること。 2 多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに配慮すること。
	素材	1 良好な周辺景観との調和に配慮した素材を使用し、特に反射光のある素材を使用する場合は使用する位置や量等に配慮すること。
開発行為	緑化	1 行為地が道路に面する部分は、出入口、門、塀等を設置する部分を除き、樹木等により緑化し、かつ、行為地内の緑化面積※4は行為地面積の3%以上とすること。緑化にあたっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図ること。 2 住宅地にあつては、周辺の樹木と調和のとれた生垣や樹木とするよう配慮すること。
	方法	1 できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なり面又は擁壁が生じないよう配慮すること。 2 のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を図ること。緑化にあたっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図ること。 3 擁壁は、良好な周辺景観と調和した形態及び素材又は前面に緑化を図るなど配慮すること。 4 行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全し、活用すること。 5 塀・柵等を設ける場合にあつては、良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とするとともに、全体的にバランスのとれた形態及び意匠とすること。又その色彩は、別に定める 3.色彩に関する景観形成の基準(P.33～)に適合するとともに、良好な周辺景観との調和に配慮すること。
土地の形質の変更	方法	土石の採取、鉦物の掘採にあつては、 1 周辺からは目立ちにくいよう、採取等の位置、方法を工夫し、原則として、行為地周囲の緑化を行うこと。緑化にあたっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図ること。 2 採取、掘採後は、周辺の植生と調和した緑化を図ること。 土地の開墾、その他の土地の形質の変更にあつては、 3 できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なり面又は擁壁が生じないよう 配慮すること。 4 のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を図ること。緑化にあたっては、郷土種を用いるなど、樹種の 選定に配慮し、周辺景観との調和を図ること。 5 擁壁は、良好な周辺景観と調和した形態及び素材又は前面に緑化を図るなど配慮すること。 6 原則として、行為地周囲の緑化を行うこと。緑化にあたっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図ること。 (共通) 7 行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全すること。 8 塀・柵等を設ける場合にあつては、良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とするとともに、全 体的にバランスのとれた形態及び意匠とすること。又その色彩は、別に定める3.色彩に関する景観形 成の基準(P.33～)に適合するとともに、良好な周辺景観との調和に配慮すること。
物件の堆積	方法	1 道路等の公共空間から見えにくい位置及び規模とするよう配慮すること。 2 高さを可能な限り抑えるとともに、整然とした物件の堆積を行うよう配慮すること。 3 行為地周囲の緑化を行うなど、原則として、周囲の道路等からの遮へいを行うこと。緑化にあつては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図ること。 4 行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全すること。 5 塀・柵等を設ける場合にあつては、良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とするとともに、全 体的にバランスのとれた形態及び意匠とすること。又その色彩は、別に定める3.色彩に関する景観形 成の基準(P.33～)に適合するとともに、良好な周辺景観との調和に配慮すること。

※1 主要な視点場とは、「まほろば眺望スポット百選」等に定められたもの、奈良景観資産に登録されたもののうち眺望に関わるもの。

※2 建築設備とは、建築基準法第2条第3号に規定する建築設備をいう。ただし、煙突及び避雷針は除く。

※3 主要地方道大和高田斑鳩線の沿道を除く。

※4 緑化面積とは、奈良県風致地区条例施行規則第5条第1項の規定の例により算定した植栽面積をいう。

### 3. 色彩に関する景観形成の基準

2. 景観形成の基準のうち、色彩に関する景観形成の基準(以下「色彩基準」という。)は、次のとおりとします。

#### (1) 色彩基準の考え方

奈良の色彩景観は、「青垣」の山並みや「山の辺」の田園、豊かな住環境を象徴する庭木の緑など、様々なスケールの豊かな自然に恵まれ、その四季折々の変化は見る人に感銘を与える重要な資源となっています。また、そうした自然のなかに、いにしへの時代から継承されてきた穏やかな色彩の建築物や工作物が優しくたたずみ、自然と人工物が融和した風情ある色彩景観を創出しています。一方、駅周辺や幹線道路沿道などの商業地を中心に、周辺と対比の強い派手な建築物や工作物もみられ、こうした自己主張の強い色彩が、街並みや山並みなどの連なりを遮断し、奈良らしい風情を感じられにくくしています。

そのため、「日本のふるさと」にふさわしい、風格や落ち着き、自然への畏敬が感じられる奈良の色彩景観を実現するためには、建築物や工作物の色彩を適切に誘導し、周辺景観との調和を図っていく必要があります。一般区域並びに重点景観形成区域のうち第2種特定区域及び広域幹線沿道区域については、次の(ア)～(オ)の考え方により色彩基準を定め、県全体に通じる落ち着きのなかにも地域ごとの個性が映える奥行きのある色彩景観の形成を誘導します。

##### (ア) 奈良県の景観を特長づける生きた自然の緑の尊重

「青垣」の緑をはじめ、豊かな自然景観要素と調和した景観を形成するために、建築物などの色彩は植物の緑の葉の鮮やかさを超えない色彩とします。

##### (イ) 暖色系を基調とする暖かく心地よい色彩の継承

建築物の外装色の出現頻度を勘案し、ほとんどの建築物などが基調としている暖色系色相では選択肢を持たせ、その他の色相では慎重な色彩選択を促します。

##### (ウ) 風格と落ち着きのある色彩の継承と再生

建築物の外装色として突出しやすい高彩度色や明るいパステル調の色彩を適切に規制し誘導します。

##### (エ) 現況を加味した効果的かつ無理のない基準の設定

届出対象と周辺景観の関係性を考慮し、これまでに築かれた色彩の蓄積を阻害する色彩を適切に規制し誘導します。

##### (オ) 地域ごとの色彩景観の継承と伸長

景観計画区域全域を対象としつつも立地や建物用途によって異なる使用彩度域を考慮し、第3章1. で定める景観づくりの基本方針の区分(P. 9参照)を踏まえた基準を設けることにより、落ち着きから賑わいまでメリハリのある色彩景観の形成を誘導します。

また、重点景観形成区域のうち第1種特定区域については、上記の考え方に加えて、次の(ア)(イ)の考え方により色彩基準を定めます。

##### (ア) 地域の景観資源である歴史や自然の尊重

重要な景観資産となっている歴史的建築物や文化財、田園や山並みなどの色彩が映える景観を形成するため、一般の建築物や工作物は、地域の民家などにみられるような落ち着いた色彩を誘導します。

##### (イ) 落ち着きと風格のある沿道景観の先導的な形成

落ち着きやゆとりを感じさせ、奈良の景観に対する期待感を高める沿道景観を形成し、

重点景観形成区域として奈良県における景観形成を先導するため、アクセント色の制限など、効果が実感できる先導的な色彩基準を設定するとともに、屋外広告物や自動販売機など多様な景観要素の総合的な色彩調整を図ります。

## (2) 一般区域並びに重点景観形成区域のうち第2種特定区域及び広域幹線沿道区域における色彩基準適用区分の考え方

一般区域並びに重点景観形成区域のうち第2種特定区域及び広域幹線沿道区域における色彩基準適用区分と区分ごとの色彩基準の考え方は、以下のとおりとします。

景観づくりの基本方針の区分	色彩基準適用区分	区分ごとの色彩基準の考え方	
		外壁等基調色	屋根基調色
市街地景観	住居系地域 ※1	暖かく落ち着いた住宅地の街並みを保全・創出する基準	暖かさや落ち着いたなかにも適度な変化のある屋根景観を保全・創出する基準
	工業系地域 ※2	整然とした端正な工業地の街並みを保全・創出する基準	暖かさや落ち着いたなかにも適度な変化のある屋根景観を保全・創出する基準
	商業系地域 ※3	賑わいのなかにも風格や秩序のある街並みを保全・創出する基準	賑わいのなかにも風格や秩序のある屋根景観を保全・創出する基準
自然・風土景観	自然系地域 ※4	自然景観に融和し、自然が引き立つ色彩景観を保全・創出する基準	緑や山並みのなかに融和した屋根景観を保全・創出する基準

※1 住居系地域：第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域、

※2 工業系地域：準工業地域、工業地域、工業専用地域

※3 商業系地域：近隣商業地域、商業地域

※4 自然系地域：※1～※3以外の地域

景観づくりの基本方針で示した「歴史的景観」、「眺望景観」及び市街地・沿道景観のうちの「沿道景観」については、上記の表では具体的な区分の設定は行っていないが、それらは実際には、「市街地景観」又は「自然・風土景観」の一部を構成するものです。従って、色彩基準適用区分のそれぞれにおいて、「歴史的景観」、「眺望景観」又は「沿道景観」に該当するエリアにおいては、それぞれの色彩基準のなかから、「歴史的景観」、「眺望景観」又は「沿道景観」の基本方針にそって色彩の使用を判断するものとします。

## (3) 色彩基準

色彩基準は、日本工業規格[JIS Z 8721 色の表示方法—三属性による表示](マンセル表色系)を尺度として、表1～表3のとおり定めます。



表1 色彩基準【一般区域】【重点景観形成区域－第2種特定区域、広域幹線沿道区域】

種類	基調色												強調色												
	自然系地域			住居系地域			工業系地域			商業系地域			全ての地域区分												
	右記以外の区域			住居系用途地域の区域 (*1)			工業系用途地域の区域 (*2)			商業系用途地域の区域 (*3)															
色相区分	明度	彩度	備考	明度	彩度	備考	明度	彩度	備考	明度	彩度	備考	明度	彩度	備考										
建築物の外壁・工作物の外観	0.0R(10RP)～4.9R	8.0を超える	—	使用不可	8.0以上	1.0以下		8.0以上	1.0以下		8.0以上	1.0以下		全明度使用可	全彩度使用可	・各立面の面積の1/5(高さ31m超又は建築面積3000㎡超の建築物等の場合は1/10)の面積まで使用可									
		5.0以上 8.0以下	1.0以下		5.0以上 8.0未満	2.0以下		5.0以上 8.0未満	2.0以下		5.0以上 8.0未満	2.0以下													
		5.0未満	2.0以下		5.0未満	2.0以下		5.0未満	1.0以下		5.0未満	2.0以下													
	5.0R～9.9R	8.0を超える	—	使用不可	8.0以上	1.0以下		8.0以上	1.0以下		8.0以上	1.0以下					0		・周辺の景観との調和や基調色との調和を考慮し、主に建築物等の中低層部で用いるようにする。						
		5.0以上 8.0以下	2.0以下		5.0以上 8.0未満	2.0以下		5.0以上 8.0未満	2.0以下		5.0以上 8.0未満	4.0以下													
		5.0未満	3.0以下		5.0未満	4.0以下		5.0未満	1.0以下		5.0未満	4.0以下													
	0.0YR(10R)～4.9YR	8.0を超える	—	使用不可	8.0以上	2.0以下		8.0以上	2.0以下		8.0以上	2.0以下								0					
		5.0以上 8.0以下	2.0以下		5.0以上 8.0未満	3.0以下		5.0以上 8.0未満	3.0以下		5.0以上 8.0未満	4.0以下													
		5.0未満	4.0以下		5.0未満	6.0以下		5.0未満	2.0以下		5.0未満	6.0以下													
	5.0YR～9.9YR	8.0を超える	—	使用不可	8.0以上	3.0以下		8.0以上	3.0以下		8.0以上	3.0以下											0		
		5.0以上 8.0以下	3.0以下		5.0以上 8.0未満	4.0以下		5.0以上 8.0未満	4.0以下		5.0以上 8.0未満	6.0以下													
		5.0未満	4.0以下		5.0未満	6.0以下		5.0未満	3.0以下		5.0未満	6.0以下													
0.0Y(10YR)～5.0Y	8.0を超える	—	使用不可	8.0以上	2.0以下		8.0以上	2.0以下		8.0以上	2.0以下		0												
	5.0以上 8.0以下	2.0以下		5.0以上 8.0未満	3.0以下		5.0以上 8.0未満	3.0以下		5.0以上 8.0未満	4.0以下														
	5.0未満	4.0以下		5.0未満	6.0以下		5.0未満	2.0以下		5.0未満	6.0以下														
5.1Y～9.9Y	8.0を超える	—	使用不可	8.0以上	2.0以下		8.0以上	2.0以下		8.0以上	2.0以下					0									
	5.0以上 8.0以下	2.0以下		5.0以上 8.0未満	3.0以下		5.0以上 8.0未満	3.0以下		5.0以上 8.0未満	4.0以下														
	5.0未満	4.0以下		5.0未満	6.0以下		5.0未満	2.0以下		5.0未満	6.0以下														
その他の色相	8.0を超える	—	使用不可	8.0以上	1.0以下		8.0以上	1.0以下		8.0以上	1.0以下								0						
	5.0以上 8.0以下	1.0以下		5.0以上 8.0未満	2.0以下		5.0以上 8.0未満	2.0以下		5.0以上 8.0未満	2.0以下														
	5.0未満	2.0以下		5.0未満	2.0以下		5.0未満	1.0以下		5.0未満	2.0以下														
無彩色	8.0を超える	—	使用不可	8.0以上	0	使用可	8.0以上	0	使用可	8.0以上	0	使用可										0			
	5.0以上 8.0以下	0	使用可	5.0以上 8.0未満	0	使用可	5.0以上 8.0未満	0	使用可	5.0以上 8.0未満	0	使用可													
	5.0未満	0	使用可	5.0未満	0	使用可	5.0未満	0	使用可	5.0未満	0	使用可													
建築物の屋根	0.0R(10RP)～4.9R	—	使用不可	7.0以下	2.0以下		7.0以下	2.0以下		7.0以下	2.0以下		0												
	5.0R～9.9R	—	使用不可	7.0以下	2.0以下		7.0以下	2.0以下		7.0以下	2.0以下														
	0.0YR(10R)～4.9YR	7.0以下	1.0以下		7.0以下	2.0以下		7.0以下	2.0以下		7.0以下	4.0以下													
	5.0YR～9.9YR	7.0以下	2.0以下		7.0以下	3.0以下		7.0以下	3.0以下		7.0以下	6.0以下													
	0.0Y(10YR)～5.0Y	7.0以下	2.0以下		7.0以下	3.0以下		7.0以下	3.0以下		7.0以下	6.0以下													
	5.1Y～9.9Y	7.0以下	1.0以下		7.0以下	2.0以下		7.0以下	2.0以下		7.0以下	4.0以下													
	その他の色相	—	—	使用不可	7.0以下	2.0以下		7.0以下	2.0以下		7.0以下	2.0以下													
無彩色	7.0以下	0	使用可	7.0以下	0	使用可	7.0以下	0	使用可	7.0以下	0	使用可													

(注) 建築物の屋根の色彩には、陸屋根の防水層の色彩を含む。

(注) 工作物には、開発行為、土地の形質の変更、物件の堆積にともなう柵・塀の新設等を含む。

\*1 住居系用途地域：第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域

\*2 工業系用途地域：準工業地域、工業地域、工業専用地域

\*3 商業系用途地域：近隣商業地域、商業地域

表2 色彩基準【重点景観形成区域－第1種特定区域】

種類	基調色			強調色1			強調色2			
	色相区分	明度	彩度	備考	明度	彩度	備考	明度	彩度	備考
建築物の外壁・工作物の外観	0.0R(10RP)～4.9R	8.0を超える	—	使用不可	・全明度使用可	8.0以下	・各立面の面積の1/5(高さ31m超又は建築面積3000㎡超の建築物等の場合は1/10)の面積※まで使用可 ※強調色1と強調色2を合算した面積  ・周辺の景観との調和や基調色との調和を考慮し、主に建築物等の中低層部で用いるようにする。	・全明度使用可	・全彩度使用可	・各立面の合計面積の1/80の面積まで使用可。ただし、各立面の面積の1/20を超えないものとする。  ・周辺の景観との調和や基調色との調和を考慮し、主に建築物等の中低層部で用いるようにする。
		5.0以上8.0以下	1.0以下							
		5.0未満	2.0以下							
	5.0R～9.9R	8.0を超える	—	使用不可						
		5.0以上8.0以下	2.0以下							
		5.0未満	3.0以下							
	0.0YR(10R)～4.9YR	8.0を超える	—	使用不可						
		5.0以上8.0以下	2.0以下							
5.0未満		4.0以下								
5.0YR～9.9YR	8.0を超える	—	使用不可							
	5.0以上8.0以下	3.0以下								
	5.0未満	4.0以下								
0.0Y(10YR)～5.0Y	8.0を超える	—	使用不可							
	5.0以上8.0以下	3.0以下								
	5.0未満	4.0以下								
5.1Y～9.9Y	8.0を超える	—	使用不可							
	5.0以上8.0以下	2.0以下								
	5.0未満	4.0以下								
その他の色相	8.0を超える	—	使用不可							
	5.0以上8.0以下	1.0以下								
	5.0未満	2.0以下								
無彩色	8.0を超える	—	使用不可							
	5.0以上8.0以下	0	使用可							
	5.0未満	0	使用可							
建築物の屋根	0.0R(10RP)～4.9R	—	—	使用不可						
	5.0R～9.9R	—	—	使用不可						
	0.0YR(10R)～4.9YR	7.0以下	1.0以下							
	5.0YR～9.9YR	7.0以下	2.0以下							
	0.0Y(10YR)～5.0Y	7.0以下	2.0以下							
	5.1Y～9.9Y	7.0以下	1.0以下							
	その他の色相	—	—	使用不可						
	無彩色	7.0以下	0	使用可						
コンクリート造の柱等の外観	5.0YR～5.0Y	3.0以下	2.0以下							
	その他の色相	—	—	使用不可						
	無彩色	—	—	使用不可						
自動販売機の外観	5.0YR～5.0Y	8.0以下	2.0以下							
	その他の色相	—	—	使用不可						
	無彩色	8.0以下	0	使用可						

(注) 建築物の屋根の色彩には、陸屋根の防水層の色彩を含む。

(注) 工作物には、開発行為、土地の形質の変更、物件の堆積にともなう柵・塀の新設等を含む。

(注) 鉄筋コンクリート造の柱等とは、鉄柱、木柱その他これらに類するものを含む。

表3 色彩基準【適用除外】

※一般区域、重点景観形成区域共通

<p>・地区計画や建築協定等によって、独自の景観・まちづくりが進められている地域で、色彩についても協定等に独自の内容が定められている場合は、景観計画に定める「良好な景観形成に関する方針」に反しない範囲において、この色彩基準によらないことができる。</p> <p>・木材や地場の石材等の自然素材色は、施行直後には色彩基準の範囲に含まれていなくても、経年変化によって風格ある穏やかな色調に変色することが多いことから、この色彩基準によらないことができる。</p> <p>・他の法令によって色彩が規定されているものについては、この色彩基準によらないことができる。</p>
---